

# 疆界線又は疆界線外に亘る道路側溝、道路支壁

東京市主事 一 柳 幸 永

## 一 附屬物の種類

道路附屬物は唯に道路の区域内にのみ存するものばかりでなく、道路の區域外に又は道路の區域外に亘り設けらるべき事は、大正九年三月内務省告示第二十二號に依る道路法施行令に基く道路附屬物の指定に徴して明白である。其の道路の區域外に又は道路の區域外に亘りて設けたる場合は、道路法施行令第十條の規定に依り其の區域を告示すべきものと定められて居る。側溝と支壁とが道路の附屬物であることは道路法第二條二號の規定する所で、前項告示の所謂道路の區域外に又は道路の區域外に亘り設くる附屬物たる種類の事例として見ることの出来る場合が、到處の施設に因つて如實に之を證明して居る。故に其の設けありし場合は、道路の區域外に又は道路の區域外に亘るの故を以て、道路附屬物の區域を告示すべきことが道路管理の當然爲ざるべからざる法に從ふオツブリゲーションであることを推理としてのアウトカムでありたい。

## 二 告示の性質

道路管理者の爲したる告示は、其府縣知事が道路管理者たる場合にしても、又は市町村長が道路管理者たる場合にしても、國の意思の決定を表示したるもので、告示の表示する區域は其の告示の日を始期として、附屬物の本體たる道路の廢道處分を行はるる頭の期間内は、公用制限又は公用地役を受けざるべからざることを公示したまでもある。然るに是れは告示の形式的觀察であつて、告示したる事物の内容に瑕疵を有する場合——即ち區域廣義の不吻合又は土地権利者との交渉の未済——に在つては、其の區域に當る土地の所有者、他物権者又は借地人は、斯る不法なる公用制限又は公用地役を拒み得べきことは争はれぬ事理であるればならぬ。道路法に道路を構成する敷地又は其の他の物件自體でさへも、道路管理者の告示又は決定が直ちに公用制限又は公用地役を加へ得るものとする規定の存するでなく、其の敷地外の土地が道路附屬物の施設の爲に私權の行使を制

限せらる如きに至つては、猶更依據すべき何物をも有たないからである、河川法に依る河川の區域に關する行政廳の認定が、其の告示に依つて其の區域内の土地所有權を喪失せし得るのとは立法其のものが同一の談でないのである。故に此の點に關しては道路法に在つては一般私法の規定に依る手續に因つて解決するの外ないのである。従つて此の解決の手續を履まざることを内容とする區域の告示は、所謂内容に瑕疵を有するもので、告示の區域に當る土地所有者、他物權者又は借地人に對し何等公用制限又は公用地役の負擔を強めべき効果を發生すべきものとは思料されない。斯の場合の土地所有者、他物權者又は借地人は不法處分の存することを前提として、公法的救濟を保障されあり、不法占有の存することに因て、私法的救濟の手段として、損害賠償の請求は爲し得らるべき、物件撤廃の請求は或は許容されないものであらう。

三 現今の狀態 道路の附屬物たる側溝と支壁とが、道路の敷地内に存在する場合はアウトオブクエッショングである。主として市街地に在つては、殆ど百の九十迄が然らざるの狀態であつて道路の對側線たる側溝線が道路敷地と沿道民有地との疆界線たることは殆ど比比然らざるなきの狀態である。然るときは側溝なる構造物の三分の一に凹字形雙闕の一

側一邊の構造物の縁が疆界線となるが故に、其の構造物の厚さが敷地外即ち道路の區域外に亘り設けらることに爲る。此等は總てコンヴェンシヨナルとエコラミカルとの二つの理由から來て居る。即ち從來から道路の對側たる民有地側の側溝の一側は民有地盤の擁壁たるが故に其の土地所有者の負擔少くとも正鵠を得た見方であらう。支壁は道路を維持する必要な民有地側に猶道路敷地を有つことの不得策でありと爲す經濟的觀念とより生れたる事象であるとサーマイズすることの要が路面上面切取面の崩壊を防禦するに存する場合、其の支壁面が直ちに疆界線に當るとときと、支壁面下端が疆界線に當るときに限り問題が取残されることに爲る。前者の場合は支壁がヴァーティカルであるが故に其の構造物の厚さが敷地外即ち道路の區域外に亘り設けらることと爲り、後者の場合は支壁がスロープを有するが故に構造物の殆ど全部が敷地に存する場合、路面の側端即ち支壁の天端尖端が疆界線に當る時は、支壁がヴァーティカルであれば何の問題もなく、

外郎ち道路の區域外に在る土地に附着して居るとに爲る。

#### 四 告示の存否

前述の側溝なり支壁は、何れも道路の區域外に又は道路の區域外に亘り設けたる道路の附屬物であつて、其の區域を告示すべき筋合のものであるが、恐らくば多くの道路管理者は之を告示しては居まいと思ふ。夫れ程に有り經れすぎた平凡の事柄であり、餘る繁瑣な手數であるから。だが問題は爾く容易く平凡であり得ない。告示は手數法に依り共用物件の存在を公示するもので、即ち實體法に依り権限ある國の行政機關の意思決定の表示なるが故に其の告示なきものは事實上共用物件たることを知り得るにしても、共用物件の存在に關する瑕疵の有無を争ふの義務なく又権利も發生しては居まい。又告示ありとして、其告示の内容に瑕疵ありとしても、其の瑕疵をコレクトすべく争はざる間は、共用物件の存在が、其の内容に瑕疵を有しながらにも存續し、形式上地所有者、他物權者又は借地人の權利を制限した形であるが、沿道土地の切下の爲に、既設附屬物たる支壁の存置を必要とせざるに至りたる場合、其の支壁の設置が、權原を有せざるときに於て、沿道土地の所有者が該支壁の材料を土地の從物として處分したとすれば如何なるであらうか。本體たる道路の供用廢止を見たとき、其の附屬物たる道路の區域

外に又は道路の區域外に亘り設けたる物件も、當然事實上共用物件たる性質を失ひ、本體たる主物の處分に因り從物としての運命に従ふべきものとなるが、其の從物たる物件の所有

権は何れに歸屬すべきものであるか、主物に従ふか、然ると

きは本來主物たる道路區域外の土地は道路管理者の管理するものでなく、地役關係が既に其の権原に瑕疵を有するに於て、

直に廢道處分のオブゼクトとして猶廢道管理者の管理權の掌中に收め來り得るものであらうか、少くとも此の點に疑問を有ち、且つは興味ある法象であると思つて居る。

#### 五 権利の歸屬

支壁に在つては、バンキングの場合は用地獲得の場合に於てレテーニング、ウォールの法敷の全部を買收又は收用するのは一般の傾向であるが、夫れと同様にカツティングの場合に支壁法敷の全部を獲得し置けば茲にて問題は片付くるのであるが、市街地に在つては地價なり土地の形狀なりで之を許さない場合が多々あるが故に、多くの場合支壁面が疆界線となつて居のである。此の疆界線の支壁は、一面道路の維持上必要であると同時に、其の沿道地盤の保護上にも必要であるから、買收又は收用の際に於て土留石垣の築造費をも補償した土地所有者をして築造せしめた場合、又は道路管理者が之を築造して提供することを約款とした場合

は更に後來の問題は残らないか、單に土地の補償のみを支拂ひ、道路管理者自己の決定を以て切取を爲し、其の疆界線を支壁の面とし即ち地盤の土留石垣を築造したる場合は、沿道地盤の切下又は道路の廢止の之が爲存續の必要なきに至ったるとき、前に道路の附屬物として道路の區域外に施設するの区域の告示なく、又は告示ありしにしても其内容の瑕疵に就き争議を爲さず其儘に存續し來りたる期間が所謂公用地役を對抗し得べき時効の成立せざる期間内にありとしたならば、其の道路の附屬物たる物件が道路管理者の施設したことの明白であり、曾ては共用物たりしことの争はれざる事實の證據立てられるにしても、其の物件が單に經濟關係にのみ立つに至りたる曉に於ては、其の所有權は直に國に在として、廢道處分の目的物なりと主張することは獨斷に過ぎはしまいか。何となれば道路を構成する物件關係は公法上の支配に在ると同時に、又一面一般私法の適用を妨げざるべきものなれば、道路の區域外に施設する所謂公用地役が其の土地所有者、他物權者又は借地人の意思の介入を必要とせず、其の權利の主張を強要し得る立法の存せざる限り、民法第二百四十二条の適用あるべきものとして、不動產の所有者は其の不動產の從として之を附合したる物の所有權を取得すべきこととに爲

る。尤も權原に因る他人の權利を妨げざれども、道路敷地外に在る附屬物の區域の告示は共用物件存在の公示に過ぎないから、實體法たる道路法に於て此の經濟關係に於ける公用地役の効力が該告示に依りて發生し得べき根據を有せないときは、其の告示が直に土地の使用權を擬制するものでない。従つて土地の使用に就き權利を有するの權原とは爲らないのであらう。まして告示せざる場合に在つては猶更の事たるは言ふ迄もなからう。實際問題として可なり紛議の續出するものである。側溝に在つても亦同様の推理に至り得ねばならぬし、何れにしても議論の餘地ありさうにも見える。

**六 結論** 証する所側溝及支壁は道路の敷地内に存在せしめる様に處置する事が當然である、因襲の結果として其之を維持するの己むを得ざるものならば、土地使用の交渉を遂げ、其の區域を告示して一般の依準すべき根據を明確に爲し置くの必要あるものと思はる。支壁の如き、其の維持修繕に多額の費用を要するものに在つては、物件の所有權の歸屬不明確であり、爲に交通にしろ、沿道土地にしろ、相互の不便の渺くない場合が往々にある。封來側溝及支壁の設けを必要とする場合は、之に要する敷地は道路敷地内たる様相當土地を買収することに一般に取極め置かねばならぬことと思ふ。